

答弁書第四百十二号

内閣参甲第一四三号

昭和二十三年七月五日

内閣総理大臣 芦 田 均

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

参議院議員小川友三君提出未引揚者國家賠償に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

昭和廿參年七月廿七日

参議院議員小川友三提出未引揚者國家賠償に關する質問に對する答弁書

現在未引揚者の大部を占める未復員者に對しては未復員者給與法（昭和二十二年十二月十五日法律第八十二号）第三條及び第五條、その扶養親族に對しては第四條及び第五條に依り、又未復員者が死亡した際は、その遺族に對し第八條に依つて國からそれぞれ給與が行われている。

右給與は昭和二十二年七月に遡つて実施されて來たが、その後の状況の變化に應じ第二回國會で未復員者給與法が改正され、昭和二十三年六月二十八日公布され、その後は之に基いて諸給與が実施されている。